

扶養義務と生活保護制度の関心の正しい理解と冷静な議論のために〔概略版〕

by. 生活保護問題対策全国会議

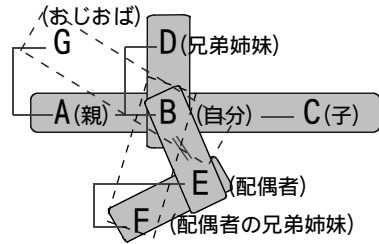
■ 民法上の扶養義務について

誰が

夫婦間・直系血族・兄弟姉妹 扶養義務を負う
右図 ABC間、BとE、BとD、EとF

それ以外の三親等間の親族 右図 BとF、BとG
家庭裁判所が認めた場合だけ扶養義務を負う
(認められるには「特別の事情」がなければならない)

家族関係図で
見ると…



どの程度

夫婦間・未成熟の子に対する親 (生活保持義務)
⇒ 最低限度の生活様式を維持した上で、余力があれば自身と同程度の生活を保持させる義務

成人した子と親間・兄弟姉妹間 (生活扶助義務)
⇒ その者と同居者が社会的地位にふさわしい生活を成り立たせた上で、なお余裕があれば援助する義務

現代の家族構造に合ってる？

民法の認める親族的扶養の範囲は、近代法に類例をみないほど広範であり、特に現実的共同生活をしない親族にまで扶養義務を課していることを考えると、私的扶養優先の原則の適用に際しては、特に慎重な考慮を払うとともに公的扶助を整備強化することによってその補充性を緩和し、できるだけ私的扶養の機会を少なくすることが望ましい。
〔「親族法相続法講義案(6訂補訂版)」195頁〕

■ 生活保護法上の取り扱い

「扶養」は生活保護の要件ではない！

4条1項 利用しうる資産・能力を活用することを要件として
4条2項 扶養義務者の扶養は保護に優先して行われる } 区別！

「優先する」とは？
実際に仕送りがあった場合に収入認定して、その分保護支給額を減額する。

※旧生活保護法では、イエ(家)制度を守るため、「扶養義務者が扶養をなしうる者」が欠格条項になっていたが、現行法(1950年制定)では、この欠格条項は撤廃された！

扶養能力があるのに扶養しない人は？

- ①扶養義務者があるときは、その義務の範囲内で費用の一部又は全部を徴収できる。
- ②扶養義務者の負担額は、福祉事務所と扶養義務者で合意や協議自体ができないときは、家庭裁判所が、これを定める。(生活保護法77条)

生活保護法では、扶養義務者が富裕なのに援助しない場合、扶養義務者から費用を徴収できる規定がある。しかし、これを広く適用すると、事実上扶養を保護の要件にすると同様の効果を招き、弊害になる。

制定当時の厚生省社会局保護課長の小山進次郎氏によると…
「生活保護法による保護と民法上の扶養との関係については、旧法は、これを保護を受ける資格に関連させて規定したが、新法においては、これを避け、単に民法上の扶養が生活保護に優先して行われるべきだという建前を規定するに止めた。」

実際には、「扶養義務」によりこんな弊害が！

- * 福祉事務所の窓口での追い返しの口実に！
 - ・ 日弁連の2006年生活保護110番で寄せられた相談の中で、福祉事務所の違法対応が疑われる118件のうち、「扶養義務者に扶養してもらいなさい」という対応が49件と最多。
 - ・ 25年前、札幌市白石区にて3人の子どもを持つ母親が、福祉事務所から「離婚した前夫(子の父)の扶養の意思の有無を書面にしてもらえ」と追い返され、生活保護が受けられずに餓死。
 - ・ 北九州市では3年連続餓死事件が発生したが、うち2件は、扶養義務者の存在を理由に生活保護の申請を拒絶されたもの。
- * 扶養照会自体が生活保護申請の大きなハードルに！
 - ← 疎遠になった親兄弟に、生活保護申請に至るほどに困窮したという「恥」を知られたくないというプライドや意地から、生活保護の利用を拒絶し、過酷なホームレス生活を続けている人なども少なくない。

〈諸外国との比較〉 (①扶養義務、②公的扶助(生活保護)との優先関係)

<p>《イギリス》</p> <p>①配偶者間(事実婚含む)及び16歳未満の子に対する親(同居前提)／②生活保護との優先関係は問題にさえならない</p>	<p>《ドイツ》</p> <p>①配偶者間・親子間・同一家計の同居者。高齢者・障害者に対して、年10万ユーロ(約1200万円)を超える収入がある親又は子／②別居の扶養義務者から仕送りされたら収入認定の対象</p>	<p>《スウェーデン》</p> <p>①配偶者間(事実婚含む)及び未成熟子(18歳未満)に対する親／②生活保護との優先関係は問題にさえならない</p>	<p>《フランス》</p> <p>①夫婦間と未成年(事実上25歳未満)の子どもに対する親／②生活保護との優先関係は問題にさえならない</p>
---	--	---	--

扶養義務者の資産調査強化・扶養義務の過度な強調は、水際作戦を合法化し、親族関係を決定的に破壊し、自死・餓死・孤立死を招く！ = 緩慢なる死刑と同じ。